

意見提出様式

(仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子への意見

住所（所在地）	
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）	
電話番号 ※御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認に使用します。	
市外の方は、右欄の該当する項目にチェックしてください。	☐ 市内に通勤または通学されている方 ☐ この条例案に利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）

【提出・問い合わせ先】

市民生活部 市民安全推進課 交通安全係

〒273-8501 船橋市 市民安全推進課(郵送の際、住所の記入は不要です)

TEL : 047-436-2292

FAX : 0 4 7 - 4 3 6 - 2 2 9 9

E - M A I L : shian@city.funabashi.lg.jp